

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一 郎

鳥取県公安委員会規則第10号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 別表第1第2号コ又は第5号エの指定を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、別記様式第1号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる指定証及び標章（以下「指定証等」という。）の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>（1）別表第1第2号コ（ア）から（オ）まで及び第5号エに掲げる車両に係る指定証等</p> <p>ア 申請に係る車両の自動車検査証</p> <p>イ 申請に係る車両が別表第1第2号コ（ア）から（オ）まで及び第5号エに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>（2）別表第1第2号コ（カ）から（コ）までに掲げる車両に係る指定証等</p> <p>ア 指定証等の交付を受けようとする者が別表第1第2号コ（カ）から（コ）までに掲げる者のいず</p>	<p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 別表第1第2号ケ、第5号イ又は第6号イの規定による指定を受けようとする者は、別記様式第1号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p>

れかに該当することを疎明する書面

イ 指定証等の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

ウ ア又はイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面

4 公安委員会は、別表第1第2号コ又は第5号エの指定をしたときは、別記様式第1号の指定証及び別記様式第1号の2の標章を交付するものとする。

5 前項の規定により指定証等の交付を受けた者は、当該指定に係る車両を使用中、指定証を携帯するとともに、標章及びその別紙を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。

6 指定証等の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。

(2) 指定証等に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 指定証等を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

7 公安委員会は、指定証等の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該指定証等の返納を命ずることができる。

8 指定証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該指定証等(第3号の場合にあっては、亡失した指定証等)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 指定証等の有効期限が経過したとき。

(2) 指定証等の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 亡失した指定証等を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から指定証等の返納を命ぜられたとき。

(警察署長の駐車許可)

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

3 公安委員会は、別表第1第2号ケ、第5号イ又は第6号イの規定による指定をしたときは、別記様式第1号の指定証及び別記様式第1号の2の標章を交付するものとする。

4 前項の規定により指定証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該指定に係る車両を当該用途のために運転するときは、指定証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。

(駐車の許可)

第6条 法第45条第1項ただし書及び法第49条の2第5項の規定による許可(以下「駐車の許可」という。)は、当該許可の申請に係る駐車が次の各号(法第49条の2第5項の規定による許可については、第2号

を除く。)のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

(1) 車両の応急修理のためやむを得ないと認められるとき。

(2) 貨物の積卸しのためやむを得ないと認められるとき。

(3) 冠婚葬祭のためやむを得ないと認められるとき。

(4) その他公益上又は社会生活慣習上やむを得ないと認められるとき。

(1) 駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。

(2) 駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(法第45条第2項の余地がないこととなる場所及び法第51条の4第1項の放置車両となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関その他の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められるものであること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能であると認められるものであること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴うものでないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められるものであること。

ア 重量物又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

- イ その他の車両にあっては、その用務先から100メートル以内
- 2 法第49条の2第5項の規定による許可は、当該許可の申請に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。
- (1) 駐車の日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
- (2) 駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
- ア 他の車両による時間制限駐車区間の利用を著しく妨害する場所でないこと。
- イ 駐車の方法が、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
- ア 公共交通機関その他の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められるものであること。
- イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能であると認められるものであること。
- ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴うものでないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められるものであること。
- ア 重量物又は長大な貨物の積卸して用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- イ その他の車両にあっては、その用務先から100メートル以内
- 3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 申請に係る車両の自動車検査証
- (2) 駐車の場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称その他の目印となるものが判別できるもので、駐車の場所に印を付したもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面

- 2 駐車の許可を受けようとする者は、別記様式第3号の申請書を署長に提出しなければならない。

5 第1項又は第2項の許可をする場合において、署長は、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

6 署長は、駐車を許可したときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付しなければならない。

7 前項の規定により許可証及び標章の交付を受けた者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出しておかななければならない。

別表第1（第3条関係）

(1) 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両

お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。）

(2) 通行禁止（ウからコまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策のため使用中の車両

イ 医師の緊急往診又は傷病者の緊急の搬送のため使用中の車両

ウ 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車として、選挙運動期間中における選挙運動又は政治活動のため使用中の車両

エ 略

オ 消防の職務を遂行中の車両

カ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員として職務を行う者が捜査のため使用中の車両

キ 略

ク 道路維持作業用自動車で当該作業のため使用

3 署長は、駐車の許可をしたときは、別記様式第3号の許可証及び別記様式第3号の2の標章を交付するものとする。

4 前項の規定により許可証及び標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、許可証を携帯するとともに、標章を車両の前面の見やすい箇所に提出しておかななければならない。

別表第1（第3条関係）

(1) 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両

お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）

(2) 通行禁止（エからケまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両

ア 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両

イ 人の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがある緊急の場合における警告活動のため使用中の車両

ウ 医師若しくはこれに準ずる者の緊急の往診又は傷病者の緊急の搬送のため使用中の車両

エ 公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動としての街頭演説又は街頭政談演説のため使用中の車両

オ 略

カ 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

キ 略

ク 道路維持作業用自動車で当該作業のため使用

中の車両

ケ 電気、ガス、水道又は電話の応急的な工事のため使用中の車両

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配のため使用する車両

(エ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のため使用する車両

(オ) 患者輸送車及び車いす移動車

(カ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に
応じ、それぞれに定める障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両（当該者を輸送する車両を含む。（キ）から（コ）までにおいて同じ。）

a 視覚障害 1級から3級までの各級及び4級の1

b 聴覚障害 2級及び3級

c 平衡機能障害 3級

d 上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2

e 下肢不自由 1級から3級の1までの各級

f 体幹不自由 1級から3級までの各級

g 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能） 1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）

h 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能） 1級及び2級

i 心臓機能障害 1級及び3級

j じん臓機能障害 1級及び3級

k 呼吸器機能障害 1級及び3級

l ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級

m 小腸機能障害 1級及び3級

n ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級から3級までの各級

中のもの

ケ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア)及び(イ) 略

(ウ) 電気、ガス、水道又は電話の工事のため使用する車両

(エ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行の困難な者（以下「身体障害者」という。）が使用する車両又は身体障害者の介護を行う者が当該身体障害者のため使用する車両（身体障害者1人につき1台に限る。）

(オ) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において重度の知的障害者と判定された者（以下「知的障害者」という。）の介護を行う者が当該知的障害者のため使用する車両（知的障害者1人につき1台に限る。）

(キ) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者であって、療育手帳に記載された障害の程度を示す記号がAであるものが使用する車両

(ク) 小児慢性特定疾患児手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5に規定する医療の給付を受ける者に対して支給される手帳で、その者に係る医療情報その他の事項の記載のあるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者であって、小児慢性特定疾患児手帳に記載された診断名が色素性乾皮症であるものが昼間（日の出から日没までの時間をいう。）において使用する車両

(ケ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める重度障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。）に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものが使用する車両

a 視覚障害 特別項症から第4項症までの各項症

b 聴覚障害 特別項症から第4項症までの各項症

c 平衡機能障害 特別項症から第4項症までの各項症

d 上肢不自由 特別項症から第3項症までの各項症

e 下肢不自由 特別項症から第3項症までの各項症

f 体幹不自由 特別項症から第4項症までの各項症

g 心臓機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

h じん臓機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

i 呼吸器機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

j ぼうこう又は直腸の機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

k 小腸機能障害 特別項症から第3項症までの各項症

(コ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するものが使用する車両

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

ア 第2号アからケまでに掲げる車両

イ 警察活動に伴い停止を求められている車両

ウ 緊急自動車の届出又は指定を受けている車両

エ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号コ(ア)から(コ)までに掲げる車両

(イ) 略

(ウ) 略

(エ) 略

オ 第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(3)及び(4) 略

(5) 駐車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 第2号アからクまでに掲げる車両

イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(ア) 第2号ケ(ア)から(オ)までに掲げる車両

(イ) 略

(ウ) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく臨検検査のため使用する車両

(エ) 略

(オ) 在宅寝たきり患者の往診のため歯科診療器材を搭載し、又は搬送する車輛

(カ) 略

(キ) 色素性乾皮症患者が通院等日常生活において使用する車両(昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に使用する場合に限る。)

ウ 身体障害者又は色素性乾皮症患者が使用する車両で、他の都道府県公安委員会から駐車禁止の規制の対象から除外する車両として指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの

(6) 時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両

	<p>ア 第2号アからクまでに掲げる車両</p> <p>イ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの</p> <p>(ア) 第2号ケ(ア)から(オ)までに掲げる車両</p> <p>(イ) 前号イ(イ)から(カ)までに掲げる車両</p>
--	--

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2、第1号の3及び第3号の2を次のように改める。

別記様式第1号の2（第3条関係）

（その1）

（表）

番 号	号
<p>通 行 禁 止</p> <p>駐 車 禁 止 除 外 指 定 車</p> <p>時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制</p> <p>使用中</p>	
<p><u>車両登録番号</u> _____</p> <p>その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</p> <p><u>除外する区域又は区間</u> _____</p>	
<p><u>運転者の連絡先 / 用務先</u></p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>有 効 期 限</p>	<p>年 月 日まで</p>
<p>発 行 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>鳥取県公安委員会</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>	

（裏）

<p><u>注 意 事 項</u></p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）</p> <p>法定駐車禁止規制の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</p> </div>
--

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、交付を受けた本人等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、別紙（交付を受けた本人その他の者により運転者の連絡先又は用務先を読みやすく記載した文書）とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - （1）有効期限が経過したとき。
 - （2）亡失した標章を発見したとき。
 - （3）使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

（その2）

（表）

番 号 号	
通 行 禁 止 駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 時 間 制 限 駐 車 区 間 規 制	
色素性乾皮症患者使用中	
車両登録番号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
除外する区域又は区間	
運転者の連絡先 / 用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日まで
除外時間	昼間（日の出から日没まで）に限る。
発行日	年 月 日
鳥取県公安委員会	
印	

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）

法定駐車禁止規制の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、交付を受けた本人等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、別紙（交付を受けた本人その他の者により運転者の連絡先又は用務先を読みやすく記載した文書）とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（（2）の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

（1）有効期限が経過したとき。

（2）亡失した標章を発見したとき。

（3）使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

別記様式第1号の3（第4条の4関係）

第 号

通行禁止道路通行許可車

車両登録番号 _____

許可する通行禁止道路の区域又は区間は区間 _____

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日 時から 時まで

年 月 日
警察署長 印

備考 用紙は青色とし、大きさは日本工業規格A列5番とする。

別記様式第3号の2（第6条関係）

第 号	
	駐 車 許 可 車
車両登録番号	_____
駐車 の 場 所	_____
駐車 の 方 法	_____
駐車 の 期 間	年 月 日 時 分から
及 び 時 間	_____ 年 月 日 時 分まで
	年 月 日
	警察署長 印

備考 用紙は青色とし、大きさは日本工業規格A列5番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の鳥取県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表第1第2号コの規定による指定に係る申請及びこれに係る新規則第3条第4項の規定による指定証及び標章の交付は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が施行日前に交付した改正前の鳥取県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）別表第1第2号ケの規定による指定（同号ケ(エ)に係るものに限る。）に係る指定証及び標章（以下「指定証等」という。）であって、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該指定証等の有効期限が到来するまでの間（次項の規定により有効期限を訂正したものにあっては、平成22年7月31日までの間）、新規則別表第1第2号コの規定による指定（同号コ(カ)に係るものに限る。）に係る指定証等とみなす。

4 公安委員会は、施行日前において、旧規則別表第1第2号ケの規定による指定（同号ケ(エ)に係るものに限

る。)に係る指定証等(この規則の施行の際現にその効力を有するものに限る。)の交付を受けていた者であって、施行日後にあっては新規則別表第1第2号コの規定による指定(同号コ(力)に係るものに限る。)を受けることができなくなったものから指定証等の有効期限の延長又は車両の変更のための指定の申請があった場合において、当該申請者のため使用中の車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章の有効期限を平成22年7月31日に訂正して交付するものとする。この場合における申請その他の手続に関し必要な事項は、別に警察本部長が定める。

- 5 公安委員会は、新規則別表第1第5号エの規定による指定の申請を受けた場合において、当該申請者のため使用中の車両に掲示するため現に交付している旧規則別表第1第5号イの規定による指定に係る標章があると認めるときは、当該標章と引替えに、新規則第3条第4項の規定による標章の交付を行うものとする。
- 6 公安委員会が施行日前に旧規則別表第1第2号カ(ウ)又は(エ)に該当するものは、施行日から起算して3月を経過する日までの間、新規則第3条第4項の標章の掲示をしているものとみなす。
- 7 警察署長が施行日前に旧規則第6条第3項の規定により交付した駐車許可証で、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該駐車許可証の有効期間が満了するまでの間、新規則第6条第6項の駐車許可証とみなす。